

住民監査請求（他人介護料の受給）の監査結果について（概要）

次のとおり、平成 26 年 10 月 16 日提出された住民監査請求について、平成 26 年 12 月 12 日に請求人（1 人）に監査結果を通知した。

1 請求の要旨

平成 19 年度において、大阪市東住吉区役所保健福祉課が平野区で福祉事業を運営している特定非営利活動法人理事長に対して、承認し支給した生活保護費の他人介護料金 850,000 円を不正に受給したことに対して、調査ならびに処分を行わず、大阪市に返金されるべき税金の未回収ならびに詐欺罪にも問われるべき事案を放置している。

よって、大阪市が、当該法人理事長に対して速やかに不正に受給した生活保護費の他人介護料金を請求し、返還させるよう求める。

2 監査の結果（棄却）

・監査委員の判断の要旨

一般論として、監査委員が、法第 242 条に基づき、住民監査請求の監査対象区（局）に対して資料の提出を求め、また、監査対象区（局）が保有情報をその事務の目的の範囲を超えて監査委員に資料を提出したとしても本市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）上は問題ないと解される。

また、一般論として、監査請求内容に特定個人の生活保護の受給の有無という個人情報が含まれていた場合、仮に、請求内容の調査に着手すれば、請求人に監査結果を通知しなければならないが、調査を行うということは請求に書かれた特定個人が生活保護を受給していることが前提となるため、調査を行ったと通知するだけで、当該特定個人が生活保護受給者であるという個人情報を請求人に提供することとなる。よって、住民監査請求について、調査結果を請求人に通知する行為そのものが、個人情報の提供の制限を規定する保護条例第 10 条第 1 項に抵触することとなるので、調査結果を通知することはできない。

さらに、一般論として、本市の生活保護の不正受給対応方針が適切か否かについて、事業者に対しては、任意の協力要請ではあるものの、本市の不正受給対応方針は、現状では主に聴き取りとされており、客観的な資料の確認を求めるものとはなっておらず、対応方針としては適切なものとは認められない。任意の協力要請であっても、客観的な資料の提出を求めて、聴き取った内容の確認を行うべきである。

以上、監査委員が監査請求内容の一部となっている個人情報を含む書類を監査対象区（局）に求め、必要な情報（文書を含む。）の提供を受けることについては、問題はないが、生活保護の加算である他人介護料の受給の有無は、個人情報に該当するから、本件請求には、個人情報が含まれていることになり、個人情報に係る調査の有無を記載した監査結果を請求人に通知することはできない。

したがって、生活保護の加算である他人介護料の受給の有無は、個人情報に該当し、請求人が主張する平成 19 年度に本市が法人に支出した生活保護費の他人介護料について、法人による不正受給に該当するかどうかの判断を示すことができないため、本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する違法性若しくは不当性がある場合に該当しない。

よって、本市職員に財産（債権）の管理を怠る事実があるとする請求人の主張には理由がないと判断せざるを得ない。